

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月27日
【会社名】	株式会社ファルテック
【英訳名】	FALTEC Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 文屋 仁志
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 高野 浩
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長文屋仁志及び最高財務責任者高野浩は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社7社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高合計の概ね2/3に達している2事業拠点を選定し、「重要な事業拠点」としました。選定した「重要な事業拠点」については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は平成29年12月下旬に内部監査で、長期滞在在庫の棚卸資産評価について疑義のあることが判明し、社内調査を行っておりましたが、1月初旬に新たに中国の子会社（佛山莞爾特克汽车零部件有限公司）の売上計上について疑義のあることが判明しました。

これを受けて、平成30年1月17日に当社取締役会において、不正調査等に豊富な経験を有する弁護士及び公認会計士の外部専門家が委員として参画した特別調査委員会の設置を決議し、事実の解明及び原因の究明に着手しました。

また、疑義判明を受けて実施された平成29年12月31日の棚卸において、実地棚卸数量と帳簿在庫数量の不一致が確認され、実地棚卸数量入力時におけるデータ改竄の疑義が1月下旬に新たに判明したため、特別調査委員会が追加調査を行いました。

この結果、平成30年3月13日、特別調査委員会より調査報告書を受領し、棚卸資産の不適切な評価、中国子会社おける売上計上の誤謬ならびに不適切な処理、実地棚卸数量入力時のデータ改竄等が判明したため、当社は、影響のある過年度決算を訂正するとともに、平成25年3月期から平成29年3月期までの有価証券報告書及び平成28年3月期の第1四半期から平成30年3月期の第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を平成30年3月14日に提出しました。

訂正の原因となったこれらの事実は、過去から変革しきれていない企業風土の存在にもとづく行動や意識の問題、また各部門の間での相互理解の不足、さらに、棚卸資産について管理や評価に関する内部統制に不備があったことに主な原因があります。

また、平成30年3月期の連結財務諸表について、米国子会社（FALTEC America, Inc.）における売上値引に係る会計処理を、監査人からの指摘により修正しました。この事実は部門間の情報の伝達に不備があったことが原因であります。

これらの当社及び中国子会社の全社的な内部統制の不備、また当社の決算・財務報告プロセス及び業務プロセスに関する内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

上記事実のうち、過年度決算を訂正するに至った内部統制の不備に関しては、調査報告書の提言を踏まえた再発防止策を講じ、当事業年度末時点において実行に着手しておりますが、十分な運用期間を確保することができなかったため、当該内部統制の不備が解消したといえる状況に至っていないものと判断しました。

また、売上値引に係る内部統制の不備は、当事業年度末日後に認識したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善を図ってまいります。

- 1．風通しの悪さの改善・部門間の相互理解の促進
- 2．コンプライアンス意識の改革
- 3．業務プロセスの改善及び見直し
 - 1) 棚卸差異の不適切な処理を回避する方策
 - 2) 売上値引の反映漏れを回避する方策
- 4．内部監査、監査役監査の充実化

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。